

雇用関係助成金 2024

1、トライアル雇用助成金

[トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

トライアル雇用助成金は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができ、人材確保・職場定着が期待できます。事業主の皆さまには、「**トライアル雇用求人**」を積極的に提出していただくようお願いします。

事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者（トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の取り扱いを行うに当たって、雇用関係助成金の取り扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者）に提出し、これらの紹介により、対象労働者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

2、キャリアアップ助成金

[キャリアアップ助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。

非正規雇用の従業員のキャリアアップ（正規雇用）、雇用変換時などにもられます。厚労省からの助成金の他に、[東京都](#)や[葛飾区](#)からも奨励金を受け取れることがあります。

3、65歳超雇用推進助成金

[65歳超雇用推進助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

この助成金は、高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65歳以上への定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対して助成するものであり、次の3コースで構成されています。

① **65歳超継続雇用促進コース** 65歳以上への定年引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、他社による継続雇用制度の導入のいずれかを実施した事業主に対して助成するコース

② **高年齢者評価制度等雇用管理改善コース** 高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して助成するコース

③ **高年齢者無期雇用転換コース** 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業に対して助成するコース

4、人材開発支援助成金

[人材開発支援助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。従業員の職業能力を向上する（研修に係る取り組み）ための助成金です。

5、雇用調整助成金

[雇用調整助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を助成する制度です。景気悪化による売り上げの減少時、従業員の雇用調整が必要な場合に利用できます。

6、産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）

[産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース） | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うため、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。

7、業務改善助成金

[業務改善助成金 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、[事業場内最低賃金](#)を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

8、働き方改革推進支援助成金

①労働時間短縮・年休促進支援コース

[働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

2020 年 4 月 1 日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

②業種別課題対応コース

[働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース）](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

2024 年 4 月 1 日から建設業、運送業、病院等、砂糖製造業に、時間外労働の上限規制が適用されます。このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、週休 2 日制の推進、勤務間インターバル制度の導入や医師の働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

9、両立支援等助成金

[両立支援等助成金](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

両立支援等助成金は事業所単位ではなく事業主単位で支給します。

①出生時両立支援コース

[両立支援等助成金（出生時両立支援コース）](#)

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行った上で、男性労働者が子の出生後 8 週間以内に開始する育児休業を取得した中小企業事業主、男性の育児休業取得率が上昇した中小企業事業主に助成するものです。

②介護離職防止支援コース

[両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）](#)

「介護支援プラン」を策定の上、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、就業と介護の両立に資する制度を導入し利用者が生じた中小企業事業主等に助成するものです。

③育児休業等支援コース

両立支援等助成金（育児休業等支援コース）

「育休復帰支援プラン」を策定の上、育児休業の円滑な取得・職場復帰の取組を行った中小企業事業主に助成するものです。

④育休中等業務代替支援コース

両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）

育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小企業事業主に助成するものです。

⑤柔軟な働き方選択制度等支援コース

両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）

育児を行う労働者の柔軟な働き方に関する制度を複数導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」を策定し、制度利用者を支援する取組を行った中小企業事業主に助成するものです。

⑥不妊治療両立支援コース

両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度（多目的・特定目的とも可）や両立支援制度（所定外労働制限制度・時差出勤制度・短時間勤務制度・フレックスタイム制・テレワーク）を導入し、労働者に制度を利用させた中小企業事業主に助成するものです。

この他にも東京都や葛飾区では以下の奨励金制度があります。

◎ 東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金

◆働きやすい職場環境づくり推進奨励金を支給 | [東京都 \(tokyo.lg.jp\)](http://tokyo.lg.jp)

◆[東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金 | 働きやすい職場環境づくりの支援 | TOKYO はたらくネット](#)

◎ 葛飾区雇用促進奨励金

◆[葛飾区正規雇用等転換促進奨励金 | 葛飾区公式サイト \(katsushika.lg.jp\)](http://katsushika.lg.jp)